

平成24年8月31日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会副会長
中 川 俊 男

平成24年10月以降の東日本大震災による被災者に係る
一部負担金等の取扱いに係るポスターの送付等について

東日本大震災により被災した被保険者に係る平成24年10月1日以降の一部負担金の免除措置および一部負担金等免除証明書の取扱いについては、平成24年7月27日付け(保 96)「平成24年10月以降の東日本大震災による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて」によりご案内申し上げたところであります。

今般、平成24年10月以降の東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金等免除証明書の取扱いに関する周知用ポスターが厚生労働省において作成され、各都道府県の国民健康保険団体連合会を通じて保険医療機関に送付されますのでご連絡申し上げます。

また、今回の取扱いにより、これまで被保険者証の提示により、一部負担金等免除証明書の提示を不要としておりました福島県の広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村の国民健康保険被保険者および当該町村が住所として記載されている後期高齢者医療制度の被保険者に関しましても、平成24年10月1日以降、保険医療機関を受診する際には、有効期限が切れていない免除証明書の提示が必要となります。各被保険者に対しましては、加入の医療保険の保険者より一部負担金等免除証明書が送付されることとなっております。

しかし、平成24年10月1日以降、一部負担金等免除証明書が手元に届いていなかった等、やむを得ない事情により、保険医療機関を受診の際に有効期限が切れていない免除証明書を提示できなかった場合にあっては、一旦、窓口において一部負担金をお支払いいただき、別途ご加入の医療保険の保険者に還付申請を行っていただくこととなり、その取扱いについてQ&Aが発出されておりますので、併せてご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

1. 平成24年10月1日以降の東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金等免除証明書の取扱いに関するポスターの送付について
(平 24. 8. 27 事務連絡 厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課)
2. 平成24年10月1日以降の東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金等免除証明書の取扱いに係るポスターの送付及びこの取扱いに関する留意点について
(平 24. 8. 28 事務連絡 厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課)